項番	業種その他の区分	差)	
号	業種その他の区分	Cc, Cco	Cci	Ссј
2	畜産農業	70	70	60
3	天然ガス鉱業	60	60	60
4	非金属鉱業	20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	60	50	30
6	乳製品製造業	40	40	30
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	60	50	40
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	40	40
9	寒天製造業	80	80	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	30
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	60	40	30
12	冷凍水産物製造業	00	40	30
13	冷凍水産食品製造業			
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類 塩干・塩蔵品製造業を含む)	60	50	40
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存 (1)みかん缶詰製造工程	90	60	40
10	食料品製造業 (2)その他のもの	60	40	30
16	野菜漬物製造業	60	40	40
17	味そ製造業		70	50
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	50
19	うま味調味料製造業		30	30
20	ソース製造業		30	50
21	食酢製造業	50	40	30
22	砂糖精製業	40	40	40
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	40
24	小麦粉製造業	40	40	30
25	パン製造業	50	40	30
26	生菓子製造業	30	40	50
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	50	50	40
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	50	40
30	植物油脂製造業	50	50	40
31	動物油脂製造業	30	50	40
32	食用油脂加工業	50	50	40
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	120	110	100
34	穀類でんぷん製造業		50	40
35	めん類製造業		40	30
37	豆腐・油揚製造業		40	40
38	あん類製造業	70	70	50
39	冷凍調理食品製造業		30	30

項番	* 種 * の W の 豆 ハ	身	表準値(mg/	1)
号	業種その他の区分	Cc, Cco	Cci	Ссј
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	40	40	40
41	清涼飲料製造業	40	30	30
42	果実酒製造業			
43	ビール製造業		30	30
44	清酒製造業 (1)日平均排水量1,000m ³ 以上の事業場			
11	(2)日平均排水量1,000m ³ 未満の事業場		40	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	40	10	00
46	インスタントコーヒー製造業			
47	配合飼料製造業	20	20	20
48	単体飼料製造業	20	20	20
49	有機質肥料製造業			
50	たばこ製造業	30	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精錬業を含む。)	30	30	30
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に 係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	80	80	70
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		00	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40
71	合板製造業(集成材製造業を 含む。) 又はパーティクル ボード製造業 (1)接着機洗浄水を循環するもの (2)その他のもの	30	30 40	20 40
75	ホート製造業 (2) ての他のもの 木材薬品処理業		30	30
76	・イヤ条の処理業 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		80	70
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程 に係るもの		70	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程 に係るもの		50	50

項番	※ 揺 こ の	業種その他の区分		\triangle	基	長準値(mg/1	.)
号					Cc, Cco	Cci	Ссј
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 製造工程又は未さらしセミケミカ げるものを除く。)				140	130	130
80	造工程(前工程の未さらしケミグラ	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの		80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 工程に係るもの(次項に掲げるもの		らしクラ	フトパルプ製造	60	60	50
82	パルプ製造業、洋紙製造業 又は 板紙製造業でさらし クラフトパルプ製造工程	(1)精選行程に を使用している		ラム型洗浄機	80	70	70
01	(前工程の未さらしクラフト パルプ製造工程を含む。)に 係るもの	(2)その他のも	0		70	70	70
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 工程に係るもの(次項に掲げるもの		を原料と	するパルプ製造	70	70	55
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 漂白を行うパルプ製造工程(前工程				90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 料とするパルプ製造工程に係るも		又は古紙	以外のものを原	120	120	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの		60	50	40		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 項に掲げるものを除く。)	紙製造業で洋紙	製造工程	に係るもの(前	30	30	30
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	紙製造業で板紙	製造工程	に係るもの	50	40	40
89	機械すき和紙製造業				60	60	60
90	手すき和紙製造業				90	90	80
91	塗工紙製造業				20	20	20
92	段ボール製造業				40	40	40
93	重包装紙袋製造業				70	70	70
94	セロファン製造業				40	40	4.0
95	乾式法による繊維板製造業				40	40	40
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを	と除く。)			80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加 るものを除く。)	工品製造業(760	の項から前	前項までに掲げ	30	30	30
100	印刷業(新聞その他の出版物を印	刷するものを含	む。)		50 50		50
101	製版業		30	30	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業						
103	複合肥料製造業		30	30	30		
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)						
105	ソーダ工業		9.0	00	0.0		
106	電炉工業				20	20	20
107	無機顔料製造業	(1)黄鉛製造工	程を有す	るもの	60	60	50
107	‴饭族代教坦未	(2)その他のも	0		20	20	20

項番	業 種 そ	 の 他 の 区 分	基	基準値(mg/]	1)
号	来 性 て	, ,	Cc, Cco	Cci	Ссј
	無機化学工業製品製造業(105 の項から前項までに掲げるも のを除く。)	(1)硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔 料を除く。)製造工程	70	70	60
108		(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄 工程を有する硫酸製造工程	50	50	50
		(3)その他のもの	20	20	20
		(1)青酸誘導品含有排水を排出する 工程	210	210	200
109	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係	(2)塩素化合物触媒を用いたアセトン 又はアセトアルデヒドの製造工程	100	90	80
	るもの	(3)エピクロルヒドリン製造工程	150	140	130
		(4)その他のもの	60	60	40
110	石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機	(1)合成染料又は合成染料中間物の製 造工程	200	190	180
110	顔料製造工程に係るもの	(2)その他のもの	50	50	40
111	石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係る	(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリ ロニトリル・ブタジエン・スチレン共重 合樹脂の製造工程	70	70	70
	<i>€0</i>	(2)その他のもの	30	30	30
	石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの	(1)乳化重合法による合成ゴム製造 工程	70	70	60
112		(2)クロロプレンゴム製造工程	140	140	130
		(3)その他のもの	40	40	40
	石油化学系基礎製品製造業で 有機化学工業製品製造工程(脂 肪族系中間物製造工程、環式中 間物・合成染料・有機顔料製造 工程、プラスチック製造工程及	(1)有機ゴム薬品製造工程	280	270	260
113		(2)有機農薬原体製造工程	200	190	170
	び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	(3)その他のもの	50	50	50
114	石油化学系基礎製品製造業(1090	の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	60	40
		(1)青酸誘導品含有排水を排出する 工程	210	210	200
115	脂肪族系中間物製造業	(2)塩素化合物触媒を用いたアセトン 又はアセトアルデヒドの製造工程	100	100	90
		(3)エピクロルドリン製造工程	150	140	130
		(4)その他のもの	60	60	50
116	メタン誘導品製造業		30	30	20
117	発酵工業		120	120	110
118	コールタール製品製造業		140	130	120
119	環式中間物・合成染料・有機額料制と	(1)合成染料又は合成染料中間物の 製造工程	250	210	190
	料製造業	(2)その他のもの	50	50	30
		(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	70	60	50
120	プラスチック製造業	(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロ ースの製造工程	60	60	50
		(3)その他のもの	30	30	30

項番	*************************************		麦	基準値(mg/]	1)
号	業 俚 て		Cc, Cco	Cci	Ссј
		(1)乳化重合法による合成ゴム製造 工程	70	70	70
121	合成ゴム製造業	(2)クロロプレンゴム製造工程	130	130	130
		(3)その他のもの	40	40	40
	有機化学工業製品製造業(109	(1)有機ゴム薬品製造工程	290	280	270
122	の項から前項までに掲げるも	(2)有機農薬原体製造工程	230	210	170
	のを除く。)	(3)その他のもの	50	50	50
123	レーヨン・アセテート製造業の	うちレーヨンの製造に係るもの	50	40	30
124	レーヨン・アセテート製造業の	うちアセテートの製造に係るもの	30	30	30
125	合成繊維製造業	(1)アクリル系繊維製造工程	60	50	40
120	百风概胜农坦未	(2)その他のもの	30	30	20
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造	- 告業	40	40	30
127	石けん・合成洗剤製造業		20	10	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げる	ものを除く。)	40	40	40
129	塗料製造業		40	40	40
130	印刷インキ製造業		40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	(1)平成8年9月1日前の特定施設に係 るもの	80	80	70
		(2)その他のもの	80	80	60
132	医薬品製剤製造業		30	30	30
133	生物学的製剤製造業				
134	生薬・漢方製剤製造業		20	20	20
135	動物用医薬品製造業		CO	60	50
136	火薬類製造業	(1) 硝酸エステル又はニトロ化合物の 製造工程	60	60	50
		(2)その他のもの	30	20	20
137	農薬製造業		30	30	20
138	合成香料製造業		120	120	110
139	香料製造業(前項に掲げるものを		30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用				
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ	製造業を含む。)	20	20	20
143	写真感光材料製造業		10	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40
145	イオン交換樹脂製造業		170	170	130
146	化学工業(102の項から前項まで)	-	40	40	40
147	石油精製業	(1)潤滑油製造工程を有するもの	30	30	30
		(2)その他のもの	20	20	20
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものな際と	(1)硫酸洗浄工程を有するもの	40	40	40
	のを除く。)	(2)その他のもの	30	30	30
149	コークス製造業		180	180	90
150	石油コークス製造業		70	70	50

5	項番 号	光 任 7	業 種 そ の 他 の 区 分 <u>基準値(m</u>		基準値(mg/]	ng/1)	
152	号					1	
153	151				10	10	
154	152	ゴム製品製造業でラテックス成	型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
155	153	ゴム製品製造業(前2項に掲げる	ものを除く。)	20	20	20	
156	154	なめしかわ製造業		100	100	100	
157 板ガラス加工業	155	毛皮製造業		50	50	50	
158	156	板ガラス製造業					
159	157	板ガラス加工業		10	10	10	
160 理化学用・医療用ガラス器具製造業	158	ガラス製加工素材製造業					
161 中上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	159	ガラス容器製造業					
162 ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業 50 50 50 163 ガラス・繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。) 30 30 30 30 30 30 30 3	160	理化学用・医療用ガラス器具製	造業	10	10	10	
163	161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具	製造業				
164	162	ガラス繊維(長繊維に限る。)	・同製品製造業	50	50	50	
165 生コンクリート製造業 10 10 10 10 10 10 10 1	163	ガラス繊維・同製品製造業(前項	頁に掲げるものを除く。)	30	30	30	
10 10 10 10 10 10 10 10	164	ガラス・同製品製造業(156の項	から前項までに掲げるものを除く。)				
166 コンクリート製品製造業 167 セメント製品製造業 167 セメント製品製造業 168 黒鉛電極製造業 169 砕石製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 171 方力素製造業 (1) コークス炉を有するもの 50 40 30 173 高炉による製鉄業 (1) コークス炉を有するもの 50 40 30 175 フェロアロイ製造業 (2) その他のもの (2) その他のもの 175 フェロアロイ製造業 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。) 178 営む。)によるものに限る。) 179 熱間圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。) 180 冷間ロール成型形鋼製造業 181 冷間ロール成型形鋼製造業 182 鋼管製造業 184 磨棒鋼製造業 185 引抜鋼管製造業 185 引抜鋼管製造業 186 中蘇業 17 リキ製造業 187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 188 亜鉛鉄板製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業 20 20 20 20 20 20 20 2	165	生コンクリート製造業		10	10	10	
168 黒鉛電極製造業 20 20 20 20 20 20 20 2	166	コンクリート製品製造業		10		10	
169 砕石製造業 20 20 20 20 170 鉱物・土石粉砕等処理業 20 20 20 20 172 うわ薬製造業 (1) コークス炉を有するもの 50 40 30 (2) その他のもの (2) その他のもの (2) その他のもの (2) その他のもの (2) その他のもの (3) その他のもの (3) その他のもの (4) 本のでは、	167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)					
20 20 20 20 170 鉱物・土石粉砕等処理業	168	黒鉛電極製造業			20		
170 鉱物・土石粉砕等処理業	169	砕石製造業		20		20	
173 高炉による製鉄業	170	鉱物・土石粉砕等処理業					
173 高炉による製鉄業	172	うわ薬製造業					
(2)その他のもの	170	古に)ェトフ制(4)・光	(1)コークス炉を有するもの	50	40	30	
176 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。) 178 製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。) 179 熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。) 180 冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。) 181 冷間ロール成型形鋼製造業 182 鋼管製造業 183 伸鉄業 184 磨棒鋼製造業 185 引抜鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業 20 20 20	173	高炉による <u></u> 殺妖某	(2)その他のもの				
178 製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。) 20 20 179 熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。) 180 冷間ロール成型形鋼製造業 182 鋼管製造業 183 伸鉄業 184 磨棒鋼製造業 10 10 10 10 10 10 10 1	175	フェロアロイ製造業					
178含む。)によるものに限る。)2020179熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)180冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)181冷間ロール成型形鋼製造業182鋼管製造業183伸鉄業184磨棒鋼製造業185引抜鋼管製造業186伸線業187ブリキ製造業188亜鉛鉄板製造業189めっき鋼管製造業	176	高炉によらない製鉄業(前項に排	高げるものを除く。)	20	20	20	
180 冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。) 181 冷間ロール成型形鋼製造業 182 鋼管製造業 183 伸鉄業 184 磨棒鋼製造業 10 10 10 10 10 10 10 1	178		転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を				
181 冷間ロール成型形鋼製造業 182 鋼管製造業 183 伸鉄業 184 磨棒鋼製造業 185 引抜鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業 20 20 20	179	熱間圧延業(182の項及び183の項	質に掲げるものを除く。)				
182 鋼管製造業 183 伸鉄業 184 磨棒鋼製造業 185 引抜鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業 20 20 20	180	冷間圧延業(182の項及び183の項	質に掲げるものを除く。)				
183 伸鉄業 184 磨棒鋼製造業 185 引抜鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業 20 20 20	181	冷間ロール成型形鋼製造業					
184 磨棒鋼製造業 185 引抜鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業 20 20 20	182	鋼管製造業					
185 引抜鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業	183	伸鉄業				_	
185 引抜鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業	184	磨棒鋼製造業		10	10	10	
187 ブリキ製造業 188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業 20 20 20	185	引抜鋼管製造業] 10	10	10	
188 亜鉛鉄板製造業 189 めっき鋼管製造業	186	伸線業					
189 めっき鋼管製造業 20 20 20	187	ブリキ製造業					
189 めっき鋼管製造業	188	亜鉛鉄板製造業		90	90	00	
190 めっき鉄鋼線製造業	189	めっき鋼管製造業		20	20	20	
	190	めっき鉄鋼線製造業		1			

項番	光 任 7.		差	基準値(mg/	1)
号	業 種 そ 	の 他 の 区 分	Cc, Cco	Cci	Ссј
191	表面処理鋼材製造業(187の項か	ら前項までに掲げるものを除く。)			
192	鍛鋼製造業		10	10	10
193	鍛工品製造業				
194	鋳鋼製造業		20	10	10
195	銑鉄鋳物製造業(196の項及び19	7の項に掲げるものを除く。)			
196	鋳鉄管製造業				
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10
198	鉄粉製造業				
199	鉄鋼業(173の項から前項までに	掲げるものを除く。)			
200	北独人民制工光	(1)日平均排水量2,000m ³ 以上の事業場	10	10	10
200	非鉄金属製造業	(2)日平均排水量2,000m ³ 未満の事業場	20	10	10
201	電気めっき業		40	40	40
202	金属製品製造業(前項に掲げるも	うのを除く。)			
203	一般機械器具製造業				
204	電子回路製造業		20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路 電気機械器具製造業又は情報通	製造業(前項に掲げるものを除く。) 信機械器具製造業	1		
206	輸送用機械器具製造業				
207	精密機械器具製造業			10	10
208	ガス製造工場		20	20	10
209	下水道業	(1)標準活性汚泥法その他これと同程 度に下水を処理することができる 方法より硬度に下水を処理するこ とができる方法により下水を処理 するもの	20	20	20
		(2)その他のもの	20	20	20
210	空瓶卸売業	•	30	20	20
211	共同調理場(学校給食法(昭和29 をいう。)	年法律第160号)第6条に規定する施設	40	40	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	(1)日平均排水量100m ³ 以上の事業場	50	50	40
212	开当任山座人は开当教坦来 	(2)日平均排水量100m³未満の事業場	60	50	40
		(1)日平均排水量100m ³ 以上の事業場	50	50	40
213	飲食店	(2)日平均排水量100m ³ 未満の事業場	60	50	40
		(3) 平成18年2月1日以降に設置した し尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
		(1)日平均排水量100m ³ 以上の事業場	50	50	40
214	宿泊業	(2)日平均排水量100m ³ 未満の事業場	60	50	40
		(3)平成18年2月1日以降に設置した し尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
215	リネンサプライ業		60	50	40
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く	(,)	60	50	30
218	写真業又は写真現像・焼付業		70	60	60
219	自動車整備業		30	30	30

項番 号	業種そ	の 他 の 区 分	差	装準値(mg/	1)
号	未 性 て		Cc, Cco	Cci	Ссј
220	病院	(1)平成18年2月1日以降に設置した し尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
	/r3/9L	(2)その他のもの	50	40	40
		(1)処理対象人員が5,001人以上	30	30	30
		(2) 処理対象人員が2,000人以上5,000 人以下	40	30	30
		(3)処理対象人員が2,000人未満	60	40	30
	し尿浄化槽(建築基準法施行	(4)第二欄により算定した処理対象人 員が5,000人以下のものにあっ て、昭和55年建設省告示第1292 号が適用される前のもの	60	40	30
221	令(昭和25年政令第338号)第 32条第1項の表に規定する算 定方法により算定した処理対 象人員が501人以上のものに 限る。)	(5) 第二欄に規定する表に定める構造 のし尿浄化槽より高度にし尿を処 理することができる方法によりし 尿を処理するもの	20	20	20
		(6) 平成18年2月1日以降に設置した し尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
		(7) 備考(6) のうち、基準法施行令第 32条第3項第2号に規定する技術上 の基準を満たす構造のし尿浄化槽 より高度にし尿を処理することが できる方法によりし尿を処理する もの	20	20	20
	し尿浄化槽(建築基準法施行 令(昭和25年政令第338号)第 32条第1項の表に規定する算 定方法により算定した処理対 象人員が500人以下201人以 上のものに限る。)	(1)昭和55年建設省告示第1292号が 適用される前のもの	80	80	40
222		(2) 平成18年2月1日以降に設置したし 尿浄化槽	30	30	30
		(3)その他のもの	60	60	40
		(1)日平均排水量が3,000m ³ 以上のもの	40	40	30
		(2) 目平均排水量が3,000m ³ 未満のもの	50	40	30
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係る ものを除く。)	(3)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	30	30	20
		(4)昭和62年6月30日以前に設置され たもの	40	40	30
224	ごみ処理業		30	30	30
225	廃油処理業		20	20	20
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げる	ものを除く。)	40	30	20
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40
228	と畜業		40	40	40
229	中央卸売市場		20	20	20
230	地方卸売市場		20	20	20
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施 う。)	行規則第1条の2各号に掲げるものをい	40	30	20

化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準

項番	業種その	つ 他 の 区 分	基準値(mg/1)		
号	未 俚 乙		Cc, Cco	Cci	Ссј
	2の項から前項までに分類され ないもの	(1)食料品製造業(5の項から40の項ま でに掲げるものを除く。)	70	40	30
232		(2)窯業土石製品製造業(156の項から 171の項までに掲げるものは除 く。) (3)水道業及び工業用水道業	20	20	20
		(4)自動式車輌洗浄施設を有するもの	40	30	30
		(5)指定地域内事業場のし尿又は雑排 水(221の項及び222の項に掲げる ものを除く。)	60 4	40	30
		(6)その他のもの			